

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	下之町西地区 (下之町西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域においては、水稻栽培が中心であるが、小さい集落で担い手も少なく、担い手の高齢化は顕著であり、地区内農業者の平均年齢は70歳で、近い将来には離農等が原因で耕作放棄田が増えることが懸念されている。一方で、移住して新規就農している1名が、農地を借り受けて、キュウリやユズの栽培をしている。地域内の農地は法面が多く、草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要であるため、引き続き、担い手として移住者を迎え入れて、新たな地区の担い手を増やしていく。

・地域は山に囲まれており、鳥獣被害も多数発生している。そのため、年々、生産意欲が減退している農業者も見受けられるのが現状である。今後も鳥獣害対策について地域一丸となって取り組むとともに、未整備田については、基盤整備も検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地域は中山間地域のため畦畔が大きく、草刈りに係る労力が大きい。担い手の確保を含め、人員の確保も重要だが、機械化による省力化も同時並行で行う。

・当地域においては、水稻と露地野菜がメインで慣行栽培による農業を行っている。10年後には担い手は減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や道路や水路、畔などをどのように管理していくか考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域計画策定後は、農地中間管理機構を活用して農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策として、シカやイノシシの潜み場とならないよう耕作放棄地の草刈りと、寄せ付ける要因となる野菜くずを放置しないことを集落内で徹底している。また、集落の被害状況を確認し、被害が多い山林の境界に防護柵を整備した。整備後、定期的に集落で点検を実施しているが、老朽化や破損箇所が散見されるため、修繕や補強を進める。また、捕獲については、集落内在住の免許取得者を中心に進めているが、檻の数をさらに増やしていく必要がある。免許取得者だけでは負担が大きいため、日頃の点検作業は近隣住民もサポートする集落の体制づくりを進める。